

第1 総論

計画策定の趣旨

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定(埼玉県環境基本条例第10条)

第1次(平成8年3月)→第2次(平成13年3月)→
第3次(平成18年3月)

改正の視点

- ・地球温暖化や生物多様性など国際的な動向を踏まえる。
- ・みどりの保全と再生や「川の国埼玉」など本県の特徴を踏まえる。
- ・東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの活用や放射性物質への対応を踏まえる。

計画の期間

平成24年度～33年度(10年間)
おおむね5年を目途に見直す

第2 長期的な目標

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築を目指し、21世紀を希望した目標を設定

環境の負荷の少ない安心・安全な
循環型社会づくり

再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ
自然共生社会づくり

生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない
低炭素社会づくり

環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む
地域社会づくり

第3 環境の保全と創造に関する施策展開の方向

	主な施策	主な指標(温暖化関連)
循環型社会	① 大気環境の保全	光化学オキシダントや微少粒子状物質(PM2.5)対策の推進
	② 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止	工場・事業場に対する排水規制、指導の実施
	③ 化学物質対策の推進	環境リスクの低減
	④ 身近な生活環境の保全	事業所における公害防止体制の整備
	⑤ 水循環の健全化と地盤環境の保全	地盤沈下防止対策の推進
	⑥ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備
自然共生社会	⑦ 河川等の保全と再生	河川等の水質保全
	⑧ みどりの保全と再生	身近な緑の保全(創出)の推進
	⑨ 森林の整備と保全	適正な森林整備と保全の推進
	⑩ 生物多様性の保全	生物多様性保全の全県展開
低炭素社会	⑪ 地球温暖化対策の総合的推進	エコタウンの推進
	⑫ ヒートアイランド対策の推進	人工排熱の抑制対策の推進
	⑬ 再生可能なエネルギーの活用	太陽エネルギーの導入促進
	⑭ 環境に配慮した交通の実現	次世代自動車の普及促進
地域社会	⑮ 環境に配慮した産業・地域づくり	環境ビジネスの振興
	⑯ 連携・協働による取組の拡大	企業、学校、市町村と連携した環境保全への取組の推進
	⑰ 環境を守り育てる次世代の人材育成	環境学習の機会の増大
	⑱ 環境科学・技術の振興と国際協力の推進	環境技術の提供による国際貢献
	⑲ 放射性物質による環境汚染への対応	

産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量(H17比)155万t-co2 → 250万t-co2

緑の保全面積 488ha → 542ha

住宅用太陽光発電設備の設置数 41,637基 → 140,000基

次世代自動車の普及割合 3.2% → 13.0%

環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数 227回 → 280回